

# 2023 SL カートミーティング ソニックパークシリーズ

## 特別規則書

本大会は、国際自動車連盟(F I A)の国際モータースポーツ競技規則と国際カート規則、それに準拠したJ A F 国内競技規則、及びJ A F 国内カート競技規則とその付則並びに 2023 年 SL カートミーティング規則書と本特別規則書ならびに公式通知に従って開催される。

### 第1章 大会開催に関する事項

#### [第1条 競技会の名称]

2023 SL カートミーティング ソニックパークシリーズ

#### [第2条 競技種目]

第1種競技車両及びリプレ車両によるスプリントレース

#### [第3条 開催クラス]

SSクラス

スーパーSSクラス

併催レース：SSⅡクラス

#### [第4条 日程]

第1戦・第2戦 3月26日(日)

第3戦・第4戦 5月28日(日)

第5戦・第6戦 7月23日(日)

第7戦・第8戦 9月3日(日)

第9戦・第10戦 11月26日(日)

#### [第5条 大会役員および競技役員]

公式プログラムに記載する

### 第2章 競技会参加に関する事項

#### [第6条 参加定員]

参加受付台数は各クラス先着 28 台とし、受付順とする。

#### [第7条 参加資格]

[ドライバー]

SSクラス

小学6年生以上で2023年有効なSL-B以上の所持者

スーパーSSクラス

30歳以上で2023年有効なSL-B以上の所持者

SSⅡクラス

中学生以上で2023年有効なSL-B以上の所持者

※学年については当該学年とする。

※SLレースは2023年SLメンバーズブックの所持を義務付ける

※SLO安全協力会への加入を義務付ける

※18歳未満の者は親権者または保護者の出場承諾書を提出しなければならない。

#### [第8条 参加申込先および受付期間]

参加申込は直接持参または現金書留にて締切日必着とするFAX等によるエントリーの場合は、締切日までにエントリーフィーの払い込みをすること。

申し込み先：ソニックパーク安心院

Tel: 0978-44-0322 Fax: 0978-44-0367

参加申込受付期間は大会開催日1ヶ月前よりレース開催日の1週間前17時までとする。

#### [第9条 エントリーフィーおよびピットクルー登録料]

[エントリーフィー(1日につき)]

SSクラス・スーパーSSクラス 13,000円

SSⅡクラス 12,000円

[ピットクルー登録料]

2名までエントリーフィーに含む

#### [第10条 参加受理と参加拒否]

参加申込者に対して大会事務局より参加受理または参加拒否が通知され、参加を拒否された申込者に対してはエントリーフィーが返還される。また、参加を受理された後に参加を取り消す場合、エントリーフィーは返還されない。

### 第3章 エンジンおよびカートに関する事項

#### [第11条 参加車両]

「JAFカート競技車両規則第2章」に合致した第1種競技車両であること。

#### [第12条 シャシー、エンジンおよびタイヤの登録]

1.競技に使用するシャシー、エンジンおよびタイヤは車両申告書に登録済みのものとする。

2.登録できる数は、1日を通してシャシー1基、エンジン1基、タイヤはレイン、スリック共に1セットとする。ただし予期せぬトラブルにより使用不可となった場合は、技術委員長の承認のもとにスリック、レイン共に1本のみ交換が認められる。登録したエンジンが、故障破損等により技術委員長が走行不可能と判断した場合に限り、1回だけエンジンの交換が認められる。故障破損したエンジンも再車検の対象となる。交換する際は技術委員長立会いの下で追加の登録が認められる。交換後のヒートのグリッドポジションは、最後尾（複数名の場合、最も遅く申告したものを最後尾とする）とする。

3.タイヤのグルーピング、薬剤の使用、極度に古いタイヤの使用は認めない。

#### [第13条 最低重量]

最低重量を満たすためバラスト(重り)を積む必要がある場合は、全て固形材料を用い、車体に6ミリ以上のボルト・ナットで2箇所以上に堅固に取り付けなければならない。

#### [第14条 競技ナンバー(ゼッケン)]

「JAF国内カート競技車両規則」第2章第9条に従った競技ナンバーを前後左右に取り付けること。  
競技ナンバーのカラー及びベースカラーについては黄色または白ベースに黒文字通りとする。

#### [第15条 インテークサイレンサー(吸気消音器)]

SL認定クラスは、2023年SLカートミーティング車両規則に準じ、ヤマハ純正吸気消音器(取付け口のゴム含む)を必備とする。(部品番号 7YA-14410-01)

#### [第16条 燃料]

(1) ガソリン  
a. 一般のガソリンスタンドのポンプから販売される自動車用の無鉛ガソリンの使用が義務付けられる。  
b. 主催者は、ガソリンの銘柄および供給方法を指定する場合がある。この場合の詳細事項は、特別規則書または公式通知に示される。  
c. すべての燃料冷却方式は禁止される。混合前のガソリンおよび混合後のガソリンすべてにおいて、冷却などの措置は一切禁止される。

(2) SL認定クラスは、2023年SLカートミーティング車両規則に準じ、エンジンオイル ヤマハ Formula KT 2CRを使用すること。それ以外のエンジンオイルの使用は出来ない。また、添加物の使用は一切認められない。

(3) 検査 ガソリンおよびエンジンオイルについて、予告なく抜き打ち検査(タンク内の燃料を採取する等)を行う場合がある。この場合の詳細事項は特別規則書または公式通知にて示される。

(4) 燃料の交換 燃料の比色による識別の結果、疑義が生じた場合は主催者が用意した燃料(有償、無償問わず)に交換しなければならず、該当者はこれを拒むことは出来ない。また、本件に関する抗議は認められない。

#### [第17条 チェーンガード]

「JAF国内カート競技車両規則」第2章第12条に従ったチェーンガードを取り付けること。

#### [第18条 車両検査(車検)]

- 「JAF国内カート競技規則 競技会参加に関する規定」第3章第12条に基づき各エントラントの責任の下、車両検査が行われる。この際、規則に不適な部分がありながらも、技術委員に発見されなかった場合であっても承認を意味するものではなく、レース中にそれに関する疑義が生じた場合は旗の提示を受ける場合がある。  
また、車両検査にて違反等が発見されない場合でも、技術委員は車両の疑義についていかなる場合も検査する資格を有する。
- 車両検査において登録されたエンジンを、技術委員長の承認のもと公式練習開始までに変更することは認められる。
- 車両検査の日時および場所は公式通知にて通知される。
- ドライバーは公式検査に立ち会わなければならない。  
その際、装備に関しても「JAF国内カート競技規則 競技会参加に関する規定」第3章第11条を適用する。  
また、車両検査において技術委員の点検を受けるものとする。
- レーシングスーツは皮製または CIK/FIA(FMK)公認または JAF公認の物とする。また、ヘルメットのシールドやあごひもについても検査の対象となる。
- 「JAF国内カート競技規則 競技会運営に関する規定」第8章に基づき計量ならびに再車検が行われる。

#### [第 19 条 自動計測装置(トランスポンダー)]

参加者は公式練習までに車両に自動計測装置を取り付けなければならない。取り付けを拒否した場合当該車両およびドライバーの出走は認められない。自動計測装置の配布は公式練習開始前に行い、レース終了後は速やかに返却すること。

#### [第 20 条 その他の規定]

その他の規定については、最終頁の概要を参照すること。

### 第 4 章 競技に関する事項

#### [第 21 条 ドライバースミューティング]

全ドライバーはドライバースミューティングに参加しなければならない。不参加の場合レースへの出走を認めない。

#### [第 22 条 公式練習]

全てのドライバーは公式練習に参加しなければならない。ただし、ピットアウトしスタートラインを通過する前に停止した場合もコントロールタワー前の通過をもって公式練習に参加したものと認められる。公式練習に参加しない場合は参加の意志無しとみなし、レースから除外される。公式練習の時間は 5 分とする。

#### [第 23 条 タイムアタック]

1. 各クラス 5 分間のタイム計測を行う。
2. タイム計測開始の合図は、スタート旗 (国旗) の提示により行う。
3. タイムアタック開始後にピットインした車両は、再度ピットアウトすることは認められない。
4. タイムアタックに参加しなかった者は第 1 レース予選ヒート最後尾とし、該当者が複数いる場合はゼッケンの少ない者を優先する。またタイムアタックで失格となった者は第 1 レース予選ヒート最後尾とし、該当者が複数いる場合はゼッケンの少ない者を優先する。
6. タイムアタックのベストラップが同タイムの場合は、セカンドタイムにより順位を決定する。
7. やむを得ずタイムアタックをその他の方法で行う場合は、公式通知により発表する。

#### [第 24 条 レースの方式]

予選ヒート 7 周、決勝ヒート 14 週のレースを 1 日に 2 回行う。天候の急変や事故等が起こった場合、周回数を減らしたり、予選ヒートの結果をもって最終結果とする場合がある。

#### [第 25 条 スターティンググリッド]

第 1 レース予選ヒートのグリッドは、タイムアタックの結果による。第 1 レース決勝ヒートのグリッドは第 1 レース予選の結果による。

第 2 レース予選ヒートのグリッドは、第 1 レース決勝ヒートのベストラップにより決定する。第 2 レース決勝ヒートのグリッドは第 2 レース予選ヒートの結果による。

#### [第 26 条 スタート]

1. 信号によるローリングスタートとする。
2. ローリング中、ドライバーは 2 列の隊列で低速走行し、スタートラインへ向かう。スタートラインまでは加速してはならない。
3. コース長がスタート可能と判断した場合、青信号を点灯しスタートの合図とする。  
ローリングのスピードに問題があったり、隊列が整っていないと判断された場合は、コース長はローリングがさらに 1 周行われることを合図するために赤信号の点灯を続ける。
4. ローリング中に隊列のペースを乱す者があった場合は、白 / 黒の警告旗が示される。フロントローでそれが繰り返された場合は、最後尾に繰り下げられる場合がある。
5. ローリング中、自分のグリッドを維持するのはドライバーの責任である。ローリング中に停止した場合は、全車両が通過するまでは再スタートしてはならない。また再スタート後は隊列の先頭車を待って自分のグリッドに戻ることは禁止され、これに違反した場合は当該ドライバーに対し黒旗が振られ当該ヒート失格となる。この他隊列から大きく遅れたドライバーも隊列の最後尾に付き、自分のグリッドに戻ってはならない。この場合、当該ドライバーに対して白地に赤バツテンの旗が示され、当該ドライバーは隊列の最後尾に付かなければならない。

6. スタート後、先頭車両が 1 周するまでにスタートラインを越えられない車両はそのヒートを出走できない。
7. ローリング中、最終コーナー（14 コーナー）手前のパイロンからスタートまでは追い越しを禁止する。
8. ピットスタートとなった場合のコースインに関してはオフィシャルの指示に従うこと。また、自分のグリッドに戻ることは許されず、最後尾よりスタートしなければならない。

#### [第 27 条 信号]

「JAF カート競技規則」カート競技運営会に関する規定第 3 章に従う。

#### [第 28 条 給油]

レース中の給油は禁止する。

#### [第 29 条 レースの中断]

「JAF 国内カート競技規則 カート競技会運営に関する規定」第 9 章第 35 条に従う。

赤旗中断の場合、競技長の指示があるまでピット要員はコースへの立ち入りおよび車両の整備を行ってはならない。グリッド上での燃料の給油は禁止する。

#### [第 30 条 レースの終了]

1. 1 位のドライバーがフィニッシュラインを通過後 2 分以内にカートが自力で同ラインを通過したドライバーに対してチェッカーフラッグが振られる。
2. 車両を押してチェッカーフラッグを受けることは認められない。
3. 完走者となるためには、チェッカーフラッグに関係なく規定周回数の 1/2 を完了していなければならない。

#### [第 31 条 順位決定]

レースの順位は次の順により周回数の多い順に決定される。

1. チェッカーフラッグを受け、規定周回数の 1/2 を完了した者
2. チェッカーフラッグを受けていないが、規定周回数の 1/2 を完了した者
3. チェッカーフラッグを受けておらず、規定周回数の 1/2 を完了していない者。

同周回数の場合、その周回を先に完了(フィニッシュラインを通過)したドライバーを優先する。

#### [第 32 条 車両保管および再車検]

1. レース終了後、車両保管および再車検を行う。
2. 車両保管の時間は、レース終了後 30 分以上とし、所定の場所で行われる。保管中は技術委員の指示があるまではカートに一切触れてはならない。
3. 車両保管解除後、エントラントは車両を速やかに引き上げなければならない。
4. 技術委員は出走した全てのカートに対して検査を行う権限を持ち、技術委員長より指示があった場合はエントラントもしくはその代理人が責任を持って車両の分解および組み立てを行わなければならない。ただし、関係役員、エントラントおよびドライバー以外は検査に立ち会うことはできない。
5. 再車検に応じない場合は失格とする。
6. 上記事項の違反者に対しては、ペナルティーが課せられる。

### 第 5 章 ピットに関する事項

#### [第 33 条 ピット要員およびピット・パドック]

1. ピットおよびパドック内で作業できるのはドライバーと登録されたピット要員のみとする。
2. ピットサインを出せるのは、登録されたピット要員のみとする。
3. ピット要員の行為については、ドライバーが責任を負うものとする。よって、ピット要員による規則違反で当該ドライバーに対してペナルティーが課せられる場合がある。
4. ピット・パドックにおいて火気の使用および飲酒は禁止する。

#### [第 34 条 ペナルティー]

ペナルティーには次の 3 種類がある。

1. 警告  
警告はその必要ありと認められた軽反則に対して発せられる。
2. ラップペナルティーおよびタイムペナルティー  
ラップペナルティーおよびタイムペナルティーは、失格にならない程度の違反に適用される。
3. 失格  
失格は次の反則行為に科せられる。
  1. 規則に違反して不当に得たアドバンテージ

2. 故意に自己または他人の安全をかえりみるこ  
となく行う危険行為
3. 与えられたオフィシャル指示を故意に無視し  
た場合
4. 与えられたフラッグサインの無視

[ペナルティーの例]

1. 重量違反⇒当該ヒート失格
2. 燃料違反⇒失格
3. 服装違反(車検後判明した場合)⇒着順から3位下の  
順位のポイント
4. 各ヒート終了時に、JAF 国内カート競技車両規則  
に定める必備の部品が脱落の場合(後方ナンバープレ  
ートを除く)⇒当該ヒート失格
5. ローリング中の指定区間での追い越し、割り込み違  
反⇒当該ヒート失格
6. ローリングペースを乱した場合⇒ローリング最後尾  
に移動
7. プッシング、極度のブロッキング⇒ローリング最後  
尾に移動
8. 同行為が著しい場合⇒失格(以後のヒートを含めて)
- 9 ショートカット(ローリングを含む)⇒当該ヒート失格  
ただし危険回避等やむを得ない場合を除く
10. 黄旗時の追い抜き⇒1周減算
11. 黒旗の無視⇒失格(以後のヒートを含めて)
12. オレンジディスクのある黒旗の無視⇒失格
13. レース中のコース内での他者の援助(メカニックの  
立ち入りを含む)⇒当該ヒート失格
14. 工具携帯走行⇒失格(以後のヒートを含めて)
15. ピットロード徐行違反⇒当該ヒート失格
16. 指定エリア以外で作業した場合⇒当該ヒート失格
17. コース上に停止し、オフィシャルコース員の指示  
に従わなかった場合、また後続車両通過前に再ス  
タートした場合⇒1周減算

これらを含み、その他のペナルティーについては、付  
則または公式通知等により通知もしくは競技長の判断  
により科される。大会審査委員会は状況に応じてペナ  
ルティーを軽減したり強化したりすることができる。

## 第7章 抗議に関する事項

### [第35条 抗議]

抗議は一切受け付けない。

## 第8章 成績および賞典に関する事項

### [第36条 成績および賞典]

1. 決勝ヒートの順位により決定する。
2. 賞典は各クラスの決勝ヒートを完走したドライバーに  
対して行われる。
3. S Sクラスとスーパー S Sクラスは混走とし、総合3  
位までを表彰する。

## 第9章 広告に関する事項

### [第37条 広告]

ナンバープレートに広告を表示することは認めない。  
主催者は次のものに対し、抹消する権限を有しかつドラ  
イバーはこれを拒否することはできない。

1. 公序良俗に反するもの
2. 政治、宗教に関連したもの
3. 本大会と関係するスポンサーと競合するもの

## 第10章 その他の一般事項

### [第38条 損害の補償]

参加者は参加車両及びその付属品ならびにコースの施設、  
機材、器具に対する損害の補償責任を負うものとする。  
エンタラント、ドライバー、ピット要員はコース所有者  
者、主催者および大会役員が一切の損害補償の責任を免  
除されていることを了解しなければならない。

エンタラント、ドライバー、ピット要員は競技参加に  
関連して起こった死亡、負傷、その他の事故で自身の  
受けた損害について主催者及び役員、関係者ならびに  
他の競技者に対して非難したり、責任を追及したり、  
謝罪を求めたり、損害賠償を要求してはならない。

### [第39条 主催者の権限]

主催者は次の権限を有するものとする。

1. 参加申込の受付に際して、その理由を示すことなく  
エンタラント、ドライバー、ピットクルーを選択ある  
いは拒否することができる。
2. 大会スポンサーの広告を参加車両に貼付させること  
ができる。
3. やむを得ざる理由により、公式プログラムの印刷に  
間に合わなかったドライバーの登録または変更につい

て許可することができる。

4. すべての参加者、ドライバー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可することができる。

5. 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができる。

#### [第40条 大会の延期および中止]

1. 天候等やむをえない場合、主催者は大会の一部あるいは全部を延期、中止または取りやめることができる。
2. 大会の全部を中止あるいは24時間以上延期する場合は、参加料は全額返還される。また第1レースまたは第2レースのどちらかのみ中止または24時間以上延期する場合は、参加料は5,000円が返還される。なお、エントラントおよびドライバーは、これによって生じる損失について主催者に抗議する権利を保有しない。さらに主催者は大会審査委員会の承認を得て大会の内容を変更する権限も併せて保有するものとする。
3. これに対する抗議は一切認められない。

#### [第41条 公式通知の発行]

本規則に記載されていない競技運営上の細則や参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必須事項は公式通知によって示される。公式通知は公式掲示板に掲示されるが、緊急の場合はドライバースブリーフィングまたは場内放送により伝達される。

#### [第42条 本規則の解釈]

本規則ならびに競技の細則に関する疑義については、大会事務局あてに質疑申し立てができる。この回答は審査委員会の決定を最終的なものとして示される。

### 第11章 2023年シリーズ規定

#### [第43条 シリーズの成立]

参加3台で成立とする。

#### [第44条 シリーズ表彰]

1. シリーズ全10戦のうち8戦が成立したクラスに対しシリーズ表彰を行う。やむを得ず中止となったレースがある場合は、その数を成立したレース数に加える

ものとする。シリーズ上位3名には、オーガナイザーより楯と副賞が贈られる。

#### 2. シリーズポイント

シリーズポイントは決勝ヒートの順位に応じて下記の通り与える。また、予選ヒートの順位に応じて1/2のポイントを与える(小数点以下は四捨五入)。

シリーズポイントは、決勝レース完走者(規定周回数の半分以上を完了した者)にのみ与えられ、失格者および不完走者には与えられない。

最終戦は1.5倍のポイント(小数点以下は四捨五入)を与える。

1位：20Pt 2位：15Pt 3位：12Pt

4位：10Pt 5位：8Pt 6位：6Pt 7位：4Pt

8位：3Pt 9位：2Pt 10位：1Pt

上記の他、全てのドライバーに参加ポイントとして1ポイントが与えられる。参加ポイントは、最終戦は2ポイントとする。

3. シリーズポイントは8戦分を有効とする。不成立のレースがあった場合はその数を有効レース数より差し引くものとする。
4. シリーズポイントの対象は、2023年当該クラスに6戦以上参加したドライバーを対象とする。やむを得ず中止となったレースがある場合は、その数を参加したレース数に加えるものとする。
5. 同ポイントの場合は、上位入賞回数の多い者を上位とし、同じ場合は最終戦の順位、さらにポイント獲得の早い順で決定する。